

平成25年度 各学部等のハラスメント防止策取組計画

学部名	平成25年度防止策取組計画
文化教育学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. ハラスメント相談員は、ハラスメントに関わる問題（相談の方法を含む）について、学部長、評議員等と連絡を密にしながら、少しでも「相談しやすい窓口」をつくることに努める。 2. 男女共同参画推進委員会主催による「女子学生の意見交換会」や「女性教職員の意見交換会」等で出された意見をくみ上げ、ハラスメント防止、「相談にいきやすい窓口」の実現、そしてハラスメント問題が発生したときの迅速な対応等について協議を重ねる。 3. 人権教育講演会を実施して、ハラスメント防止等についての啓発活動をおこなう。 4. 学外で行なわれるハラスメント研修会や講演会に積極的に参加し、情報を共有することに努める。
経済学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「FDの実施」 ハラスメントを防止するため、講習会を開催することによって、教職員の人権意識を高める。講習会は定期的に開催することとし、全員が参加する体制づくりに努める。 2. 「講習会の実施」 学生等の人権と権利意識の向上のため、ハラスメント講習会を開催するとともに、ハラスメント相談制度の学生へのいっそうの周知を図り、その充実を目指す。 3. 「授業内でのハラスメント教育」 大学入門科目で共通テキストを使用し、1年次の早い段階から、授業内でハラスメントに関する正しい知識を持つよう指導する。
医学部	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の同和・人権問題委員会で作成したハラスメント防止のリーフレット及び学生向けの情報誌を新採用教職員及び新入生に配布するとともに、大学で作成したポスターを公用掲示板・学生掲示板に引き続き掲示し、啓発を行う。 ・講演会を開催し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。
工学系研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会等において、研究科長からハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・今年度も、教員向けのハラスメント講演会等を開催する。 ・研究室、事務室及び掲示板等にハラスメント防止用ポスターを掲示し、啓発を図る。
農学部	<p>教授会・研究科委員会・学科会議・コース会議等でハラスメント問題を議題として取り上げるとともに、学内・外で開催される同和・人権問題あるいはその関連の講習会に積極的に参加するように周知し、ハラスメント教育を行う。</p> <p>さらに、同和・人権問題委員会委員が、講演会等の概要を教授会等で紹介することで、ハラスメントの防止に努める。</p> <p>平成23年度にハラスメント防止対策実施内容17項目を作成・確定しましたが、それを本年度も引き続き実施する。</p> <p>まず、学部新入生及び大学院生全員に対し、5月上旬にハラスメント防止対策に関するガイダンスを実施する。その際、教職員にも参加をお願いするとともに、出席者へ事例集の配布を行う。常置目安箱の存在を周知する。</p> <p>また、7月、12月及び卒論終了時期の2月頃に目安箱を開け、ハラスメントに関する実態調査を行う。</p> <p>さらに、教職員間の情報交換と親睦を図るために、夏季に「ソーメン流し」、冬季に「おでん会」を企画する。また、引き続き、農学部全体で「あいさつ運動」を展開する。</p>
海洋エネルギー研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事務的なことや形式的なことばかり言うよりも、職員が常に気持ちよく職務に励むことが出来る環境となるようにセンター長を初め全職員と気軽に相談できる環境作りをモットウに取り組むことにしている。 ・楽しき中にも規律ある職場環境づくりに努める。 ・ハラスメントとなるような事例がこれまで見られなかったため、これまでの労働環境を維持しながら取り組む。
総合分析実験センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し「ハラスメントの防止に関するガイドライン」、パンフレット「ハラスメントのないキャンパスにするために」をホームページよりダウンロードし、閲覧することを周知徹底する。また、部門の会合時などに、表記内容に関する説明を行う。 ・できうる限りにおいて執務中の開放環境の保持を行う（セキュリティ上の配慮を行った上で施行）。 ・教職員のハラスメント講習会への参加を促し、出来る限り全員が参加するようにする。 ・意見交換や相談がしやすい職場環境、人間関係を構築するように努める。
総合情報基盤センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止の啓蒙書を回覧する。 ・ハラスメント防止に関する講演会・研修会等への参加を奨励し、参加者がセンター内での定例ミーティングで報告等を行うことにより、センター教職員に周知徹底する。 ・研究室及び業務室のドアやブラインド等の執務中の開放を実施する。 ・良好な人間関係を構築できるような職場環境づくりに取り組む。
国際交流推進センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントを再認識するために、センター教職員に、ガイドライン、パンフレット及び相談員マニュアル及び一覧を周知徹底する。 ・教員室（個室）での教職員・学生への対応にはドアを開放して対応する等透明性を保つよう心掛ける。 ・留学生交流室、国際課及び教員室にハラスメントに関するポスターを貼付し、留学生に対し広く周知する。 ・平成25年5月に制定予定の国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則が制定されたら、センター教職員に周知する。
全学教育機構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教員会議において、ハラスメント防止のためのパンフレットを配布し、「佐賀大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」に関する教員の意識確認を行う。 2. 機構内にハラスメント防止策等を協議するハラスメント対策ワーキンググループを設置し、ハラスメント等の防止に努める。
低平地沿岸海域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センター会議で定期的にハラスメント防止に関する注意喚起を行う。 ・引き続き研究室、事務室の入口、壁などにハラスメント防止用ポスターを掲示する。 ・大学で実施される講演会に担当者等が参加し、教職員及び学生へ啓発活動を行う。
シンクロトン光応用研究センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の公開と周知 <ul style="list-style-type: none"> ・今後もしハラスメントの事態が有れば、その都度センター内ミーティングで報告し、問題点を検討する。 ・大学内他部局で事態が発生すれば、大学から必要な情報の公開と大学としての問題点や対策についての情報提供を御願ひし、対策する。 2. 大学のガイドラインの周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・防止策として出されている大学のガイドラインを周知徹底する。 3. ハラスメント防止策委員 <ul style="list-style-type: none"> ・本センターにおいて、学生及び職員が良好な環境において修学、教育、研究及び就労に従事できるように、センター内に引き続きハラスメント防止委員を置く。
地域学歴史文化研究センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員が人権に関する意識を高め、ハラスメント防止を心掛ける。 2. センター内にハラスメント防止のポスターを掲示する。 3. 定期的にセンター長より所属教職員へハラスメント防止を呼び掛ける。